

加西市水道事業給水条例

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、加西市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 加西市水道事業の給水区域は、加西市のうち加西市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年加西市条例第86号）第2条第2項に定める区域の全部または一部とする。

(給水装置及び給水工事の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、給水のために水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 「給水工事」とは、給水装置の新設・増設・移転・修繕及び撤去に関するいつさいの工事をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用の負担)

第6条 給水装置の新設、改造又は、撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

- 2 給水装置を新設又は給水管の増径工事をしようとする者は、水道施設充実負担金として次に定める金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加算した金額を納入しなければならない。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

給水管の口径	負担金の額
13ミリメートル	95,000円
20 "	181,000円
25 "	308,000円
30 "	508,000円
40 "	988,000円
50 "	1,834,000円
75 "	5,075,000円
100 "	9,921,000円
125ミリメートル以上のもの	管理者が別に定める額

- 3 増径工事の負担金は、新口径の負担金と旧口径の負担金の差額とする。
- 4 負担金は、給水装置の新設又は増径工事を申し込む者から、当該工事着手前に徴収する。
- 5 既納の負担金は還付しないものとする。ただし、当該工事の着手までに、申込みを取下げたときは、既納の負担金を還付することができる。

（工事の施行）

第7条 給水装置工事は、管理者又は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 設計審査及び竣工検査については、それぞれ手数料を徴収する。
- 4 第1項の規定により、管理者又は指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第7条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(指定給水装置工事事業者)

第8条 指定給水装置工事事業者とは、法第25条の3の指定の基準に適合している者で、管理者の指定を受けた者をいう。

2 管理者は、前項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、指定給水工事業者証（以下「指定工事業者証」という。）の交付を受けなければならない。

4 前項に規定する指定工事業者証の交付については、手数料を徴収する。

5 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が別に定める。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水工事の工事費は、次の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 労力費

(3) 道路復旧費

(4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申込み者は、設計によつて算出した工事費の概算額を指定する期日までに予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事についてはこの限りでない。

2 前項の工事費の概算額は竣工後に精算する。

(工事費の分納の特例)

第11条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するもので管理者が特別の理由があると認めたものに限り、6ヶ月以内において分納することができる。

(給水装置の所有権の移転の時期)

第12条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費が完納になるまでは、その給水装置の所有権は市に留保し、その管理は工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第13条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者はその給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお、損害があるときは工事申込者は、市にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第14条 管理者は、配水管の移転、その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、その必要を生じさせた者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限、又は停止のため損害を生ずることがあつても、市はその責を負わない。

(給水の申込)

第16条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、または、管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第18条 次の各号の一に該当するものは、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用するもの
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第19条 管理者は、給水するとき使用水量を計量するため、給水装置に水道メーター（以下「メーター」という。）を設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与)

第20条 メーターは、管理者が設置して水道の使用者、又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与する。

2 前項の規定により、貸与を受けた者が善良な管理者の注意を怠つたために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を市に弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第21条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめさせるとき。
- (2) 水道の用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火せんを使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- (3) 公共の消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があつたとき、またはその住所に変更があつたとき。

3 正規の届出をしないで給水装置を使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直に管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは検査を行ない、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、基本料金と従量料金との合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加算した額を水道の使用者から徴収する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 共用給水装置によつて水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 水道料金は、次の各号の区分による。

(1) 基本料金

種別	基本水量 (1ヶ月につき)	基本料金 (1ヶ月につき)
家庭用	5 m ³	705円
共同家庭用		
業 務	口径 13ミリメートル	1,950
	〃 20から25ミリメートル	2,340

用	〃 30ミリメートル	20	7,030
	〃 40ミリメートル	20	9,720
	〃 50ミリメートル	20	12,740
	〃 75ミリメートル	20	24,620
	〃 100ミリメートル	20	36,720
	〃 125ミリメートル	20	42,970
公会堂用		—	420
湯屋用		50	8,210
臨時用		20	6,830

(2) 従量料金

種別	使用水量 (1ヶ月につき)	従量料金 (1ヶ月につき)
家庭用 共同家庭用	5m ³ を超え10m ³ まで	141 円
	10m ³ を超え20m ³ まで	169
	20m ³ を超え30m ³ まで	199
	30m ³ を超え50m ³ まで	231
	50m ³ を超える分	263
業務用	10m ³ を超え20m ³ まで	169
	20m ³ を超え30m ³ まで	199
	30m ³ を超え50m ³ まで	231
	50m ³ を超える分	263
公会堂用	1m ³ につき	199
湯屋用	50m ³ を超える分	199
臨時用	20m ³ を超える分	351

2 前項の用途の適用基準については、別に管理者が定める。

第27条 料金は、2ヶ月ごとの定例日に使用水量をもつて計量し、その水量によつて料金を算定する。

2 前項の使用水量は毎月均等とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは毎月又は定例日を変更して計量を行い、その水量によつて料金を算定することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第28条 管理者は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。
- (5) 1のメーターで2以上の専用又は共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日以内で使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料の2分の1とする。
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは1ヶ月として算定した金額とする。

2 月の中途においてその用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い料率を適用して算定する。

(1戸に2個以上のメーターのある場合)

第30条 1戸に2個以上のメーターを設置したものは、メーターごとに料金を算定し徴収する。

(1個のメーターで2戸以上を計量する場合)

第31条 1個のメーターで2戸以上の給水を計量するものは各戸の基本水量を合計した総額を基本水量とする。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第32条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込の際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

第33条 料金は、納額告知書により2ヶ月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、1ヶ月分ごとに徴収することができる。

(手数料)

第34条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込の際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは申込後徴収することができる。

- (1) 設計審査手数料（材料審査を含む。）
- (2) 竣工検査手数料
- (3) 指定工事業業者証交付手数料
- (4) 指定工事業業者証更新手数料
- (5) 道路占用申請取扱手数料
- (6) その他証明手数料
- (7) 私設消火栓の消防演習立会手数料

2 前項の手数料の額は、別表のとおりとする。ただし、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第35条 管理者は公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

（料金等の滞納処分）

第36条 この条例による料金又は手数料その他徴収金の滞納処分についての事務手続きについては別に定める。

第5章 管理

（給水装置の検査等）

第37条 管理者は、水道の管理上必要であると認めたときは、給水装置を検査し水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したいとき

は、この限りではない。

(給水の停止)

第39条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が第9条の工事費、第23条第2項の修繕費、第26条の料金又は第34条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第27条の使用水量の計量、第37条の検査又は計量法(平成4年法律第51号)第16条第3項に規定する有効期間を経過しようとするメーターの取替及び取替の指示を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水せんを汚染のおそれのある器物、又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第40条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込がないと認めたとき。

(過料)

第41条 管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第19条第1項のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第37条の検査又は第39条の給水の停止を拒み又は妨げた者
- (3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者
- (4) 第26条の料金、又は第34条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第42条 管理者は、詐欺その他不正の行為によつて第26条の料金、又は第34条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第43条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

第44条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年12月25日条例第40号)

この条例は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則 (昭和45年12月23日条例第37号)

この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月27日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 料金に関する改正規定適用の日以後、最初に計量した使用水量は、各日均等に使用されたものとみなして従量料金を日割により計算する。

附 則 (昭和48年4月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年10月1日条例第21号)

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。ただし、第26条第1項第1号及び第2号の改正規

定は、昭和50年11月1日以後計量の分から適用する。

附 則（昭和51年3月25日条例第16号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月25日条例第5号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 料金に関する改正規定適用の日以後、最初に計量した使用水量は、各日均等に使用されたものとみなして従量料金を日割により計算する。

附 則（昭和60年3月26日条例第16号）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 料金に関する改正規定適用の日以後、最初に計量した使用水量は、各日均等に使用されたものとみなして料金を日割により計算する。

附 則（平成元年3月27日条例第15号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項の改正規定は、規則で定める日から施行する。この場合、最初に計量した使用水量は、各日均等に使用されたものとみなし、料金は日割で算定する。

附 則（平成4年3月21日条例第11号）

- 1 この条例は、平成4年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の加西市水道事業給水条例の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則（平成9年3月28日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の加西市水道事業給水条例の規定は、施行日以後の使用について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定

する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、第25条第1項ただし書きの規定を準用する。

附 則（平成9年12月24日条例第37号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）
（経過措置）
- 2 この条例の施行前の過料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月25日条例第27号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月28日条例第10号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日条例第7号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の加西市水道事業給水条例の規定は、施行日以後の使用について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで計算する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、第25条第1項ただし書きの規定を準用する。

附 則（平成23年9月21日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の加西市水道事業給水条例の規定は、施行日以後の使用について適用し、

施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで計算する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、第25条第1項ただし書きの規定を準用する。

附 則（平成25年12月19日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の加西市水道事業給水条例の規定は、施行日以後の使用について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで計算する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、第25条第1項ただし書きの規定を準用する。

附 則（令和元年9月26日条例第9号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第34条関係）

設計審査 手数料	(1) 内径13mm～20mm	1件につき	3,500円
	(2) 内径25mm～50mm	1件につき	5,000円
	(3) 内径75mm以上	1件につき	6,500円
竣工検査 手数料	(1) 内径13mm～20mm	1件につき	5,000円
	(2) 内径25mm～50mm	1件につき	10,000円
	(3) 内径75mm以上	1件につき	15,000円
指定工事業者証交付手数料		1件につき	10,000円
指定工事業者証更新手数料		1件につき	10,000円
道路占用申請取扱手数料		1件につき	5,400円
その他証明手数料		1件につき	300円
私設消火栓の消防演習立会手数料		1回につき	5,000円